

第2節 新たな脅威や多様な事態への実効的な対応

防衛大綱では、新たな脅威や多様な事態への実効的な対応を防衛力の役割の第一に記述している。

本節では、新たな脅威や多様な事態に対する統合運用

体制下での自衛隊の対応、防衛省・自衛隊の取組について説明する。

参照 ▶ Ⅱ部2章2節 (P121)

1 弾道ミサイル攻撃などへの対応

国際社会における弾道ミサイルや大量破壊兵器の不拡散のためのさまざまな努力にもかかわらず、依然として拡散は進展している。

わが国周辺では、中国、ロシアとも相当数の弾道ミサイルを配備している。また、北朝鮮は、06（平成18）年には7発の弾道ミサイルを発射するとともに、本年4月5日には「試験通信衛星」の打上げと称して1発を発射し、弾道ミサイルによる脅威が現実のものであることが改めて確認された。

参照 ▶ Ⅰ部2章2節 (P37)、資料1～2 (P327)

こうした背景から、わが国は弾道ミサイル攻撃などへの対応に、より万全を期すため、平成16年度から弾道ミサイル防衛（BMD）Ballistic Missile Defenseシステムの整備を開始し、05（同17）年には、自衛隊法の所要の改正を行った。また、同年、安全保障会議と閣議において、BMD用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発に着手することを決定した。

07（同19）年のイージス艦¹「こんごう」のスタンダード・ミサイル（SM-3）の発射試験成功に引き続き、昨年11月にはイージス艦「ちょうかい」が米国ハワイ州カウアイ島沖でSM-3の発射試験を行った。同試験においてはSM-3の弾頭部分の不具合により、標的である模擬弾道ミサイルには命中しなかったものの、「ちょうかい」のイージスBMDシステムは正常に作動したことが確認された。



SM-3発射試験時のイージス艦「ちょうかい」CIC
Combat Information Center

また、昨年9月には米国ニューメキシコ州ホワイトサンズ射場においてペトリオットPAC-3²Patriot Advanced Capability-3ミサイルの発射試験を行い、弾道ミサイル模擬標的の迎撃に成功した。

イージス艦2隻への弾道ミサイル対処能力の付与に加え、ペトリオットPAC-3の発射試験が成功するなど、弾道ミサイル攻撃に対するわが国独自の多層防衛体制の整備は着実に進展している。

（図表Ⅲ-1-2-1 参照）

- 1) 目標の搜索、探知、分類識別、攻撃までの一連の動作を高性能コンピューターによって自動的に処理するイージス防空システムを備えた艦艇をいう。
- 2) ペトリオットPAC-3は、経空脅威に対処するための防空システムの1つであり、主として航空機を迎撃目標としていた従来型のPAC-2と異なり、主として弾道ミサイルを迎撃目標とするシステム

図表Ⅲ-1-2-1
わが国のBMD整備への取組の変遷

95年 (平成7)	「我が国の防空システムの在り方に関する総合的調査研究」および「日米弾道ミサイル防衛共同研究」開始
98年 (平成10)	北朝鮮が日本上空を越える弾道ミサイルを発射
	海上配備型上層システムの一部を対象とした「弾道ミサイル防衛(BMD)に係わる日米共同技術研究」について安全保障会議および閣議了承
99年 (平成11)	能力向上型迎撃ミサイルを対象とした4つの主要構成品に関する共同研究開始
00年 (平成12)	「中期防衛力整備計画(平成13年度～平成17年度)」を安全保障会議および閣議で決定し、海上配備型上層システムを対象とした日米共同技術研究を引き続き推進するとともに、技術的な実現可能性などについて検討の上、必要な措置を講ずることを決定
02年 (平成14)	米国がBMDの初期配備を決定
03年 (平成15)	「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」を安全保障会議および閣議で決定し、わが国BMDの整備を開始
04年 (平成16)	防衛大綱および中期防を安全保障会議および閣議で決定し、弾道ミサイル防衛システムの整備を含む必要な体制を確立するための整備を引き続き行うとともに、共同技術研究の開発への移行について検討の上、必要な措置を講ずることを決定
05年 (平成17)	「弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発」に関して安全保障会議および閣議で決定
06年 (平成18)	北朝鮮が日本海に向け7発の弾道ミサイルを発射
07年 (平成19)	ペトリオットPAC-3の部隊配備開始 イージス艦「こんごう」がSM-3発射試験実施
08年 (平成20)	ペトリオットPAC-3発射試験実施 イージス艦「ちょうかい」がSM-3発射試験実施
09年 (平成21)	北朝鮮によるミサイル発射

1 わが国の弾道ミサイル防衛

(1) BMDシステムの整備の概要

ア 基本的考え方

わが国が整備を進めているBMDシステムは、現在自衛隊が保有しているイージス艦とペトリオット・システムJapan Aerospace Defense Ground Environmentの能力を向上させるとともに、自動警戒管制システム(JADGE)により、イージス艦による上層での迎撃とペトリオットPAC-3による下層での迎撃を連携して効果的に行う多層防衛を基本としている。

参照 資料28～29 (P348～349)

イ BMDシステムの構成

わが国のBMDシステムは、弾道ミサイルをミッドコース段階で迎撃するイージス艦およびターミナル段階で迎撃するペトリオットPAC-3の各ウェポンシステム、弾道ミサイルを探知・追尾するセンサーシステム、さらにウェポンシステムとセンサーシステムを効果的に連携させて組織的に弾道ミサイルに対処するための指揮統制・戦闘管理・通信システムにより、全体のシステムが構成されている。

(図表Ⅲ-1-2-2 参照)

ウ BMDシステムの整備の方針

BMDシステムの整備にあたっては、費用軽減および効果的・効率的なシステム構築の観点から、現有装備品の活用を図ることとしている。イージス艦とペトリオット・システムの能力向上をはじめ、センサーについても、現有の地上レーダーの能力向上型を活用するほか、新たに整備した警戒管制レーダー (FPS-5)³も航空機などの従来型の脅威はもとより、弾道ミサイルにも対応可能である。また、JADGEについても同様である。

エ BMDシステムの整備の状況

昨年度末までに、海自はイージス艦「こんごう」および「ちょうかい」にSM-3を搭載し、また、空自は第1高射群の4個高射隊(習志野、武山、霞ヶ浦、入間)、第4

3) 弾道ミサイルの探知・追尾を可能とするもので、平成11年度より開発(旧称：FPS-XX)

高射群の1個高射隊（岐阜）および高射教導隊、第2術科学校（浜松）にペトリオットPAC-3を配備した。防衛省・自衛隊は、引き続きBMDシステムの整備を進めるこ

ととしており、平成23年度をもって、イージス艦（BMD機能付加）：4隻、ペトリオットPAC-3：16個FU⁴（高射隊および教育所要分）、FPS5：4基、FPS-3改（能力向上

COLUMN

VOICE

解説

PAC-3発射試験に従事した隊員の声

第1高射群第4高射隊 射撃小隊

3等空曹

さとう けんいち
佐藤 健一

私は、弾道ミサイルによる攻撃などに対し、ペトリオットPAC-3により首都圏を防衛することを主な任務とする、第1高射群第4高射隊で勤務しています。

ペトリオットPAC-3は、わが国のBMD対処の最終段階を担うシステムですが、その能力が最大発揮できることを確認するためには、実際にミサイルを発射して目標を迎撃する発射試験を行う必要があります。しかし、国内では演習場の制約のためミサイル発射ができず、米国で実射を行っています。

昨年9月、わが国初のペトリオットPAC-3発射試験が、米国ホワイト・サンズ射場にて行われました。私は、日頃の訓練成果を発揮するため、この試験への参加を熱望した結果、希望どおり発射試験部隊の一員として参加することができました。

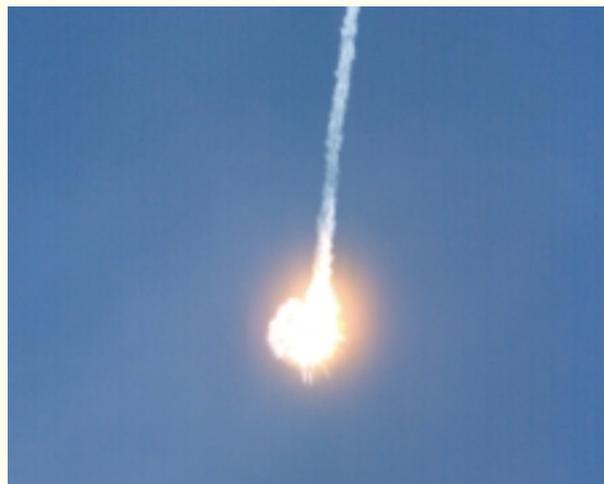
わが国初の発射試験であり、また、米国での試験であったことから、克服すべき問題は数多くありましたが、部隊が一丸となって努力した結果、PAC-3ミサイルを見事目標に命中させることができました。この時の達成感は、今も忘れることはできません。また、発射試験の成功により、航空自衛隊の実力を国内のみならず世界にアピールできたと自負しています。

弾道ミサイルをミサイルで迎撃することは、「ピストルの弾をピストルで撃ち落とすようなもの」とその難しさが表現されますが、実際には、弾道ミサイルなどを捉えるレーダー、弾道ミサイルの航跡を正確にはじき出す射撃管制装置、最終的には自ら弾道ミサイルを捕捉・命中するPAC-3ミサイルなどからなるペトリオットPAC-3を確実に運用することにより、極めて信頼性の高いBMD対処が可能となっていることを実感しました。

今後は、今回のPAC-3発射試験を通じて得た知識、技能などを後輩などにも伝えていき、部隊の更なる精強化の一翼を担い、わが国のBMD対処能力向上に貢献していきたいと思えます。



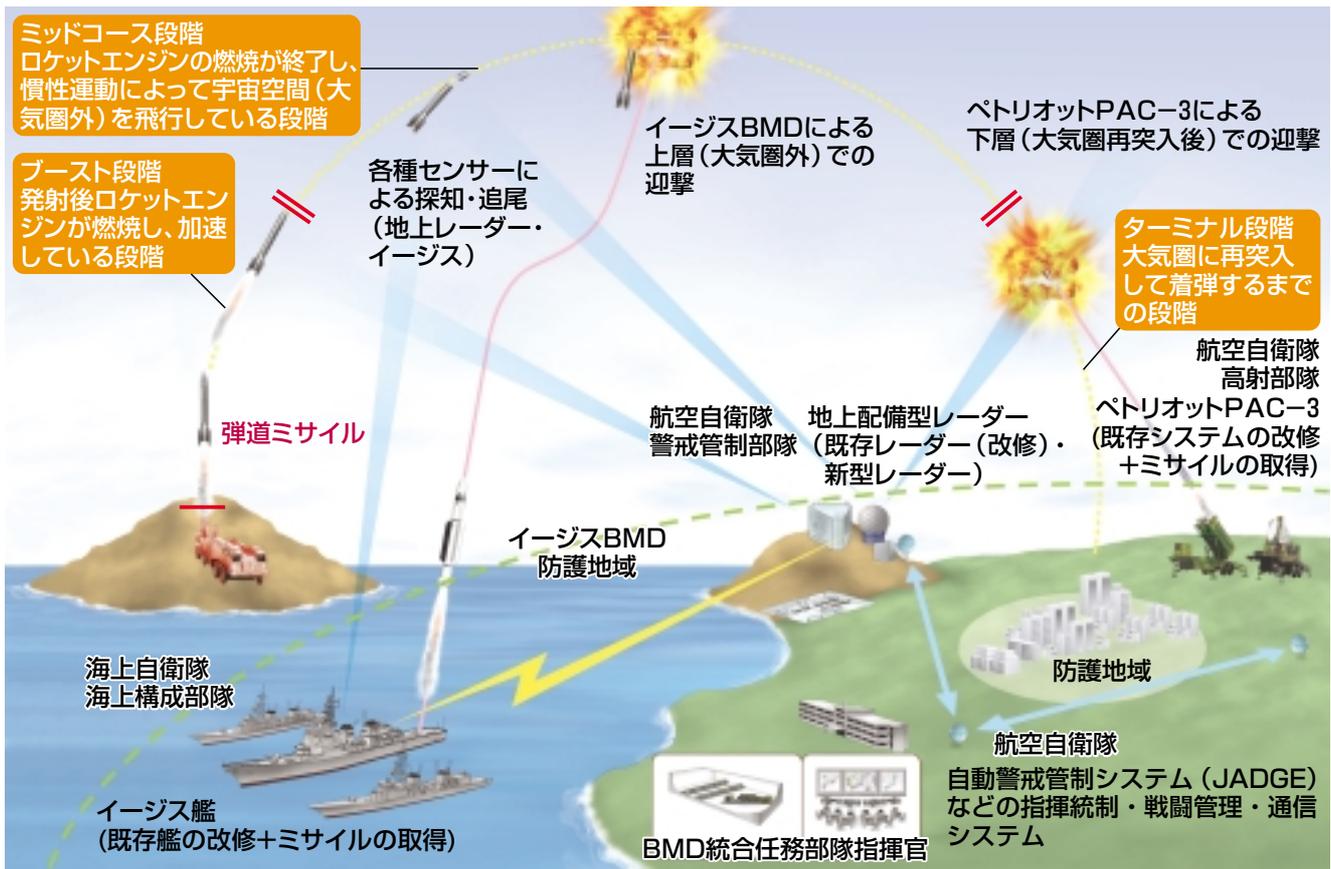
ペトリオットPAC-3と佐藤3曹



PAC-3ミサイル命中の瞬間

4) Fire Unit（対空射撃部隊の最小射撃単位）

図表Ⅲ-1-2-2 BMD整備構想・運用構想（イメージ図）



型）：7基をJADGEなどの各種指揮統制・戦闘管理・通信システムで接続したシステムを構築することを当面の目標としている。

本年度予算においては、BMDシステムの整備にかかる経費として、①運用基盤の充実・強化、②迎撃システムの整備の継続などにより、約873億円（契約ベースの金額で初度費を除く。）を計上している。

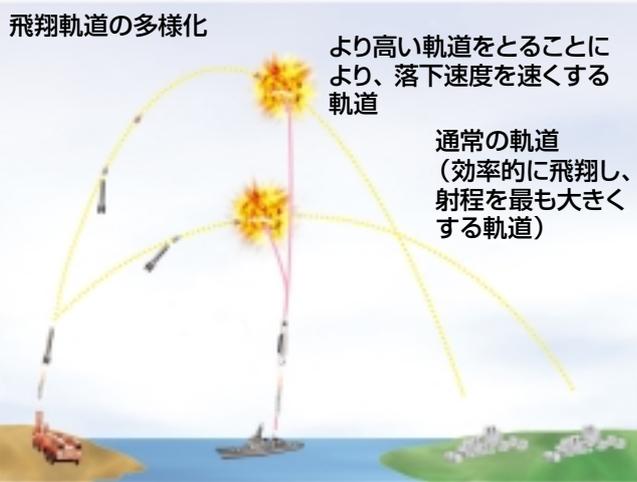
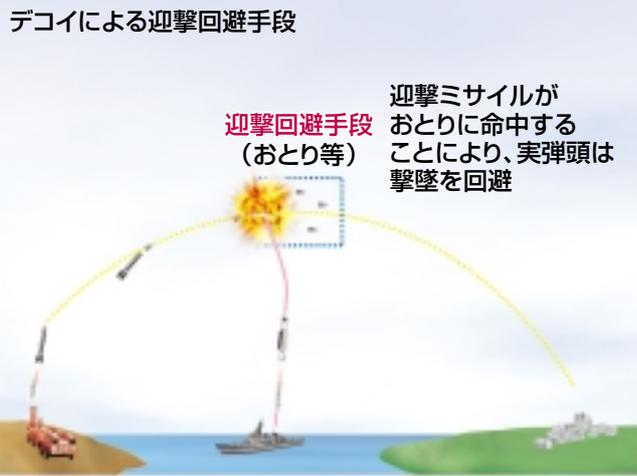
(2) 将来の能力向上

依然として弾道ミサイル技術の拡散は進展しており、弾道ミサイルが将来的に迎撃回避措置を備えたものになっていく可能性は否定できない。また、従来型の弾道ミサイルに対しても、防護できる範囲の拡大や迎撃確率を向上することなどが求められ、迎撃ミサイルの運動性能の向上などを図り、BMDシステムの効率性・信頼性の向上に取り組んでいく必要がある。



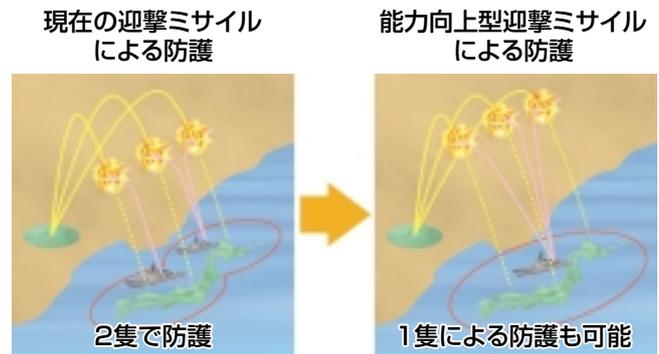
しもこしき
下甕島に配備されたFPS-5

図表Ⅲ-1-2-3 将来的な弾道ミサイルの迎撃回避手段



このような観点から、「中期防衛力整備計画（平成17年度～21年度）について」（中期防）では、イージス艦とペトリオット・システムの能力向上のあり方について、「米国における開発の状況などを踏まえて検討の上、必要な措置を講ずる。」としている。また99（同11）年から行った日米共同技術研究で得られた研究成果を踏まえ、06（同18）年から能力向上型迎撃ミサイルにかかわる日米共同開発を開始するなど、将来の能力向上に努めている。（図表Ⅲ-1-2-3・4 参照）

図表Ⅲ-1-2-4 BMDミサイルの将来の能力向上による防護範囲の拡大（イメージ図）



2 法制・運用面の整備

(1) 弾道ミサイル対処に関する法的枠組

わが国に武力攻撃として弾道ミサイルなど⁵が飛来した場合には、武力攻撃事態における防衛出動により対処する。

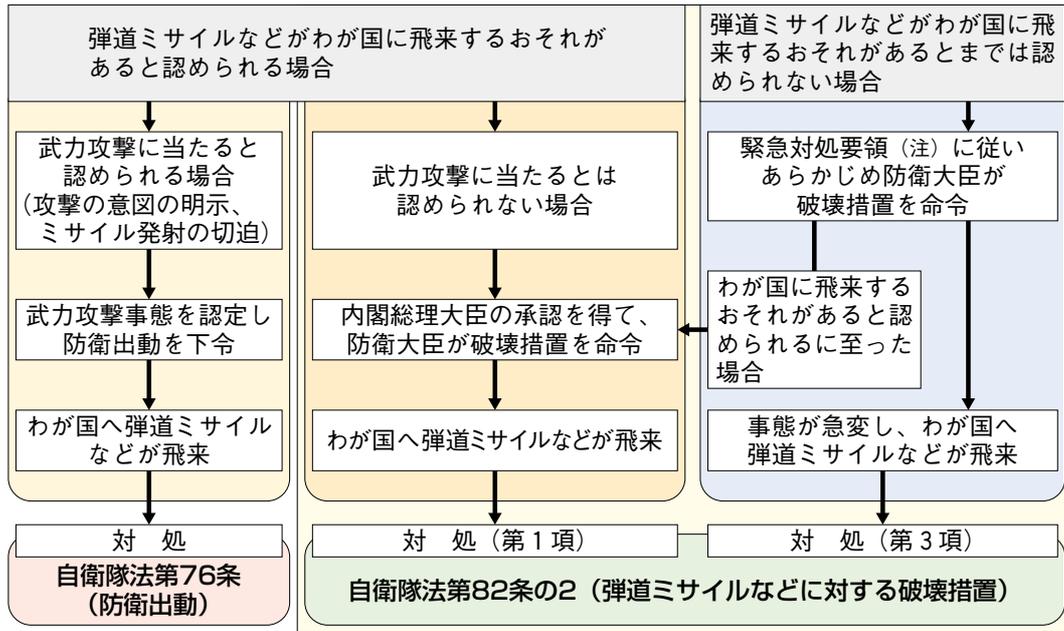
一方、わが国に弾道ミサイルなどが飛来する場合に、武力攻撃事態が認定されていないときには、①迅速かつ適切な対処を行うこと、②文民統制を確保することを十分考慮し、以下の措置をとることができる。

ア 防衛大臣は、弾道ミサイルなどがわが国に飛来するおそれがあると判断する場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、弾道ミサイルなどがわが国に向けて飛来したときには同ミサイルを破壊する措置をとるべき旨を命ずる⁶。

イ また、上記の場合のほか、発射に関する情報がほとんど得られなかった場合や、事故や誤射による場合などのように、事態が急変し、大臣が内閣総理大臣の承認を得るいとまがないことが考えられる。防衛大臣は、このような場合に備えて、平素から、緊急対処要領を作成して、内閣総理大臣の承認を受け、この緊急対処要領に従い、あらかじめ、自衛隊の部隊に対し、一定の期間を定

5) 弾道ミサイルその他その落下により、人命または財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であって、航空機以外のものをいう。
6) 自衛隊の具体的な動きの一例としては、弾道ミサイルなどの飛来に備え、防衛大臣の当該命令を受けて、弾道ミサイルなど対処のための空自のペトリオットPAC-3や海自のイージス艦を展開し、弾道ミサイルなどが飛来してきた場合に、先の下された大臣の命令に基づきこれを破壊する。

図表Ⅲ-1-2-5 弾道ミサイルなどへの対処の流れ



(注) 防衛大臣が作成し、内閣総理大臣が承認

めて、実際に弾道ミサイルなどがわが国に向けて飛来したときには同ミサイルの破壊措置をとるべき旨を命令しておく。

(図表Ⅲ-1-2-5 参照)

参照 資料30 (P349)

(2) 文民統制の確保の考え方

弾道ミサイルなどへの対応については、飛来のおそれの有無について、具体的な状況や国際情勢などを総合的に分析・評価し、政府として判断する必要がある。また、自衛隊による破壊措置だけではなく、警報や避難などの国民の保護のための措置、外交面での活動、関係部局の情報収集や緊急時に備えた態勢強化など、政府全体として対応することが必要である。

このような事柄の重要性および政府全体としての対応の必要性にかんがみ、内閣総理大臣の承認(閣議決定)と防衛大臣の命令を要件とし、内閣および防衛大臣がその責任を十分果たせるようにしている。さらに、国会報告を法律に規定し、国会の関与についても明確にしている。

参照 資料32 (P351)

(3) 運用面の取組

ア 統合運用による弾道ミサイルなどへの対処

飛来する弾道ミサイルなどに対しては、「BMD統合任務部隊」が編成されている場合は、空自航空総隊司令官を統合任務部隊指揮官とし、JAGDEなどを通じた一元的な指揮のもと、効果的に対処するための各種態勢を整えている。また、万一着弾した弾道ミサイルによる被害については、陸自が中心となって対処する。

イ 弾道ミサイル攻撃対処のための日米の協力

BMDシステムの効率的・効果的な運用のためには、在日米軍をはじめとする米国とのさらなる協力が必要である。このため、05(同17)年、06(同18)年および07(同19)年の日米安全保障協議委員会(「2+2」)において、関連措置が合意された。

また、07(同19)年11月の日米防衛相会談においても、日米両国のBMDシステムの整備が進む中、今後、運用面に焦点をあてて協力を進めていくことで一致した。

参照 2章2節 (P213)、2章3節 (P225)

3 米国のミサイル防衛と日米BMD技術協力

(1) 米国のミサイル防衛

米国は、弾道ミサイルの飛翔経路である①ブースト段階、②ミッドコース段階、③ターミナル段階のそれぞれの段階に適した迎撃システムを組み合わせ、相互に補って対応する多層防衛システムの構築を目指しており、可

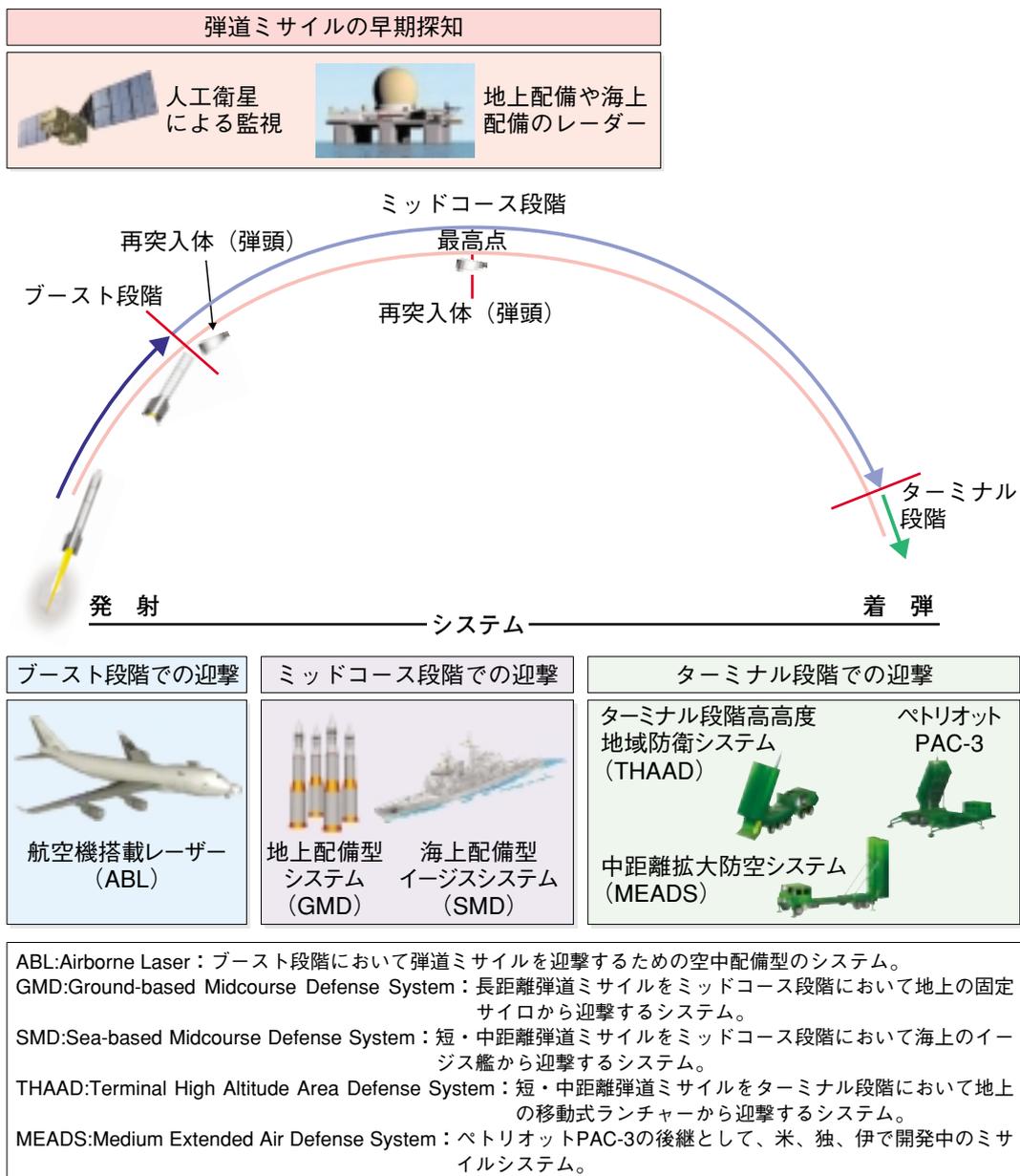
能なものから早期に配備することとしている⁷⁾。

(図表Ⅲ-1-2-6 参照)

日米両国は、弾道ミサイル防衛に関して緊密な連携を図ってきており、米国保有のミサイル防衛システムの一部が、わが国に段階的に配備されている。

在日米軍は、06(同18)年6月、空自車力分屯基地(青

図表Ⅲ-1-2-6 米国の弾道ミサイルに対する多層防衛構想の例



7) 米国は、ミサイル防衛システムの研究開発や配備については、その時々々に技術的に可能なシステムを配備しつつ、段階的に能力の向上を図っていくこととしており、これを進化的開発手法と称している。

森県)に、BMD用移動式レーダーを配備した⁸。また、同年12月以降、BMD能力搭載イージス艦が、わが国およびその周辺に前方展開している。さらに、同年10月には沖縄県の嘉手納飛行場などにペトリオットPAC-3を、07(同19)年10月には青森県の三沢飛行場に統合戦術地上ステーション(JTAGS)⁹を配備した。

Joint Tactical Ground Station

このように、米国のミサイル防衛システムの一部がわが国に配備されることは、わが国国民の安全の確保にもつながるものである。

(2) 能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発

98(同10)年、政府は、平成11年度から、海上配備型上層システムの日米共同技術研究に着手することを決定した。

この共同技術研究は、平成16年度から整備に着手した

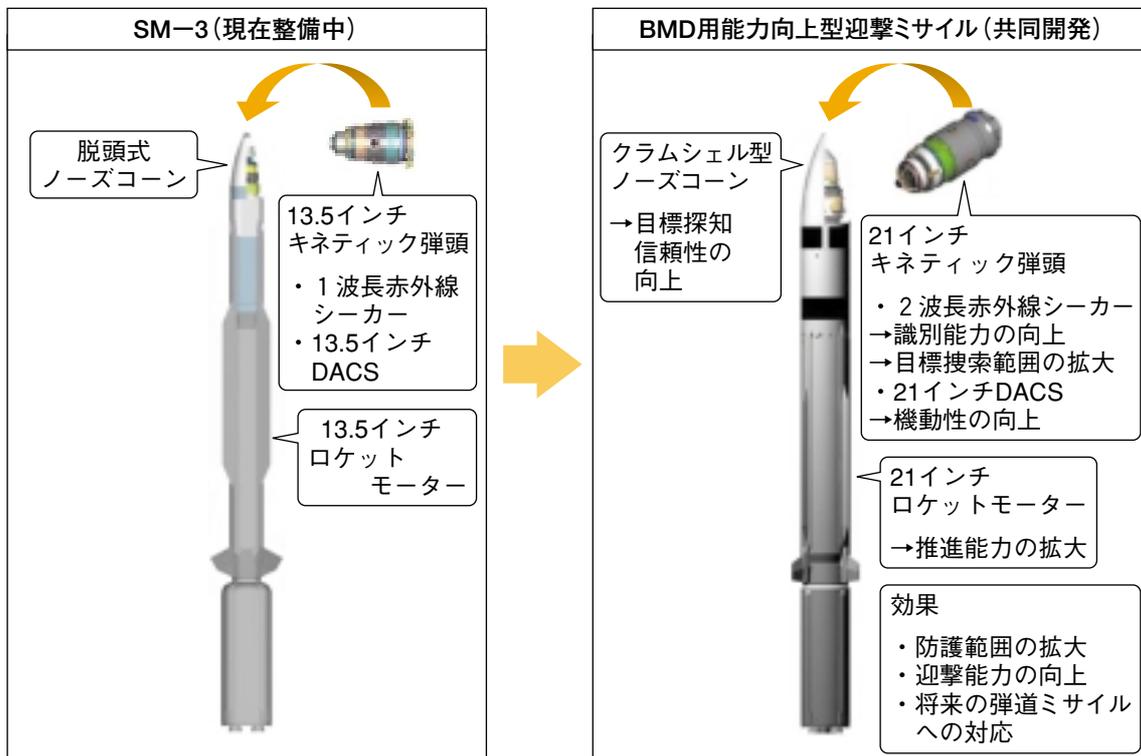
BMDシステムを対象としたものではなく、より将来的な迎撃ミサイルの能力向上を念頭に置き、日米が共同して技術研究を行うものであり、迎撃ミサイルの主要な4つの構成品¹⁰に関する設計、試作および必要な試験を行った。

日米共同技術研究の結果、当初の技術的課題を解決する見通しを得たことから、05(同17)年12月の安全保障会議および閣議において、この成果を、能力向上型迎撃ミサイル開発の技術的基盤として活用し、共同開発へ移行することを決定し、06(同18)年6月、日米両政府間で正式に合意した。本年度予算においては、将来のBMDシステムに関する共同開発などのための経費として、約239億円を計上している。

(図表Ⅲ-1-2-7 参照)

参照 資料31 (P350)

図表Ⅲ-1-2-7 能力向上型迎撃ミサイル日米共同開発の概要



DACS (Divert and Attitude Control System) : 軌道および姿勢制御システム

8) レーダーは、その後、隣接する米軍車力通信所に移設された。

9) 弾道ミサイル情報処理システムのひとつ。

10) ノーズコーン、第2段ロケットモーター、キネティック弾頭、赤外線シーカーをいう。

(3) 武器輸出三原則等との関係

わが国のBMDシステムは、現在わが国が保有しているイージス艦とペトリオット・システムの能力向上などにより構成するものであり、武器輸出三原則等との関係で問題が生じるものではない。

一方、より将来的な能力向上を目指したBMDに関する日米共同技術開発に関しては、開発の一環として、わが国から米国に対して、BMDにかかわる武器を輸出する必要性が生じる。これについて、04（同16）年12月の官房長官談話を受け、05（同17）年12月の共同開発への移行決定にあたって、米国への供与が必要となる武器については、武器の供与の枠組を今後米国と調整し、厳格な管理を行う前提で、武器輸出三原則等によらないとされた。

06（同18）年6月には、米国に対する武器および武器技術の供与に関する書簡の交換が行われ、わが国の事前同意のない目的外利用や第三国移転を禁止するなどの厳格な管理の下に武器および武器技術を提供する枠組が合意された。

参照 ▶ Ⅱ部2章2節（P127）

(4) 日米BMD協力の強化のための取組

わが国は、BMDシステム導入決定後、日米BMD協力の強化のための取組を継続的に行っている。

中期防では、日米安全保障体制の強化のための施策として、「弾道ミサイル防衛能力の向上に向けた日米共同の取組を強化するとともに、政策面、運用面、装備・技術面における協力を一層推進する。」こととした。さらに、BMD協力に関する書簡を外務大臣と駐日米国大使との間で交換するとともに、04（同16）年に、防衛庁（当時）と米国防省との間でBMD協力に関する了解覚書（MOU）が締結された。
Memorandum of Understanding

また、06（同18）年6月には、外務大臣と駐日米国大使との間で、日米共同開発を協力の対象に含めたBMD協力に関する書簡の交換が行われた。

4 北朝鮮によるミサイル発射事案への対応

本年3月12日、国際海事機関（IMO）から、わが国を含むIMO加盟国に対し、北朝鮮当局から「試験通信衛星」の打上げのための事前通報があった旨の連絡があった。連絡によれば、北朝鮮当局は、本年4月4日から8日までの毎日11時から16時まで、日本海および太平洋の一部に危険区域を設定したとのことであった。

政府は、たとえ「人工衛星」であれ、発射が行われた場合、北朝鮮の弾道ミサイル計画に関連する全ての活動の停止を求めている国連安保理決議第1695号および第1718号に違反するものであり、また、朝鮮半島の緊張緩和のための六者会合を含めた努力が行われている中で、地域の安定および平和を損なうものであることから、北朝鮮当局に対し、改めて発射の中止を強く求める旨表明した。

一方、政府の要請にもかかわらず北朝鮮が発射を行った場合には、わが国領域内に落下するケースは通常起こらないと考えられるものの、万が一に備え、国民生活の安全・安心を期するために可能な限りの措置をとることが必要であった。

このため、本年3月27日、政府は安全保障会議において北朝鮮からのミサイル発射への対応方針を確認し、防衛大臣は、自衛隊法第82条の2第3項に基づく弾道ミサイル等に対する破壊措置命令を発出した。

自衛隊は、BMD統合任務部隊を編成し、スタンダード・ミサイルSM-3搭載イージス護衛艦2隻（「こんごう」および「ちょうかい」）を日本海中部へ、ペトリオットPAC3部隊を東北地方（岩手県および秋田県）および首都圏（埼玉県、千葉県および東京都）に所在する自衛隊の駐屯地などに展開させ、わが国領域への落下に対する備えを行った。

本年4月5日午前11時30分、北朝鮮から東の方向にミサイル1発が発射され、同11時37分頃には東北地方から太平洋に通過したものと推定された。防衛省においては、早期警戒情報（SEW）や自衛隊の各種レーダーにより得た情報を官邸などへ迅速に伝達した¹¹。
Shared Early Warning

11) 実際の発射の前日には、防衛省・自衛隊の情報伝達の不手際により、発射に関する誤報事案が生じた。実際の発射に際しては、早期警戒情報の有無を統合幕僚長を含めた複数の者で確認するなどして、情報収集や伝達を適切に行った。
<<http://www.mod.go.jp/library/bmd/20090515-1.html>>参照

また、自衛隊は、ミサイルの発射直後、航空機により、東北地方の被害の有無を確認するための情報収集を行った。

本年4月6日、その後の諸般の状況を勘案した結果、防衛大臣は、弾道ミサイル等に対する破壊措置の終結に関する命令を発出し、部隊を撤収させた。

その後、防衛省においては、北朝鮮が発射したミサイルについて、総合的・専門的分析を行い、その内容を本年5月15日に公表した¹²⁾。

参照 I部2章2節 (P39)



東北地方に展開したPAC-3

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃などへの対応

高度に都市化・市街化が進んでいるわが国においては、少数の人員による潜入、攻撃であっても、平和と安全に対する重大な脅威となり得る。こうした攻撃などには、潜入した武装工作員¹⁾などによる不法行為から、わが国に対する武力攻撃の一形態であるゲリラや特殊部隊による破壊工作などさまざまな態様がある。

1 ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処

(1) 基本的な考え方

ゲリラや特殊部隊によりわが国に対する武力攻撃が行われる場合には、防衛出動により対処する。わが国に対する武力攻撃の態様として、①不正規軍の要員であるゲリラによる施設などの破壊や人員に対する襲撃などや、②正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、作戦中枢への急襲などがある。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦

ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦で

は、速やかに情報収集態勢を確立し、ゲリラや特殊部隊を早期に発見して捕獲または撃破する。この際、攻撃による被害を最小限にして事態を早期に収拾することが重要である。

ア ゲリラや特殊部隊の捜索・発見など

護衛艦、海・空自の航空機などにより周辺海域を哨戒²⁾し、ゲリラや特殊部隊の輸送の一手段である各種艦船や潜水艦などの早期発見および洋上での阻止に努める。また、ゲリラや特殊部隊がわが国領土内に潜入するおそれがある場合、陸自の偵察部隊などで沿岸部での警戒監視を行う。

ゲリラや特殊部隊が領土内に潜入した場合、偵察部隊や航空部隊などによる捜索・発見を行う。さらに、必要に応じ、重要施設などに警護のための部隊を配置し、早期に警護態勢を確立する。

イ ゲリラや特殊部隊の捕獲・撃破

ゲリラや特殊部隊を発見した場合、その地域に速やか

1-12) 北朝鮮によるミサイル発射について
 <<http://www.mod.go.jp/j/library/bmd/20090515.html>>参照

2-1) 殺傷力の強力な武器を保持し、わが国において破壊活動などの不法行為を行う者や、その協力者などをいう。

2) 敵の奇襲を防ぐ、情報を収集するなどの目的を持って、ある特定の地域を計画的に見回ること。

図表Ⅲ-1-2-8 ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦の一例



第1章

わが国の防衛のための自衛隊の運用と多様な事態への対応



山地で訓練を行う陸自レンジャー隊員

に戦闘部隊を集めてこれを包囲した上で、捕獲または撃破する。

(図表Ⅲ-1-28 参照)

参照 資料32~33 (P351~353)

2 武装工作員などへの対処

(1) 基本的な考え方

武装工作員などによる不法行為には、警察機関が第一義的に対処するが、自衛隊は、生じた事案の様相に応じ、基本的に図表Ⅲ-1-2-9のように対応する。

参照 資料32～33 (P351～353)

(2) 警察との連携強化のための措置

ア 連携強化のための枠組の整備

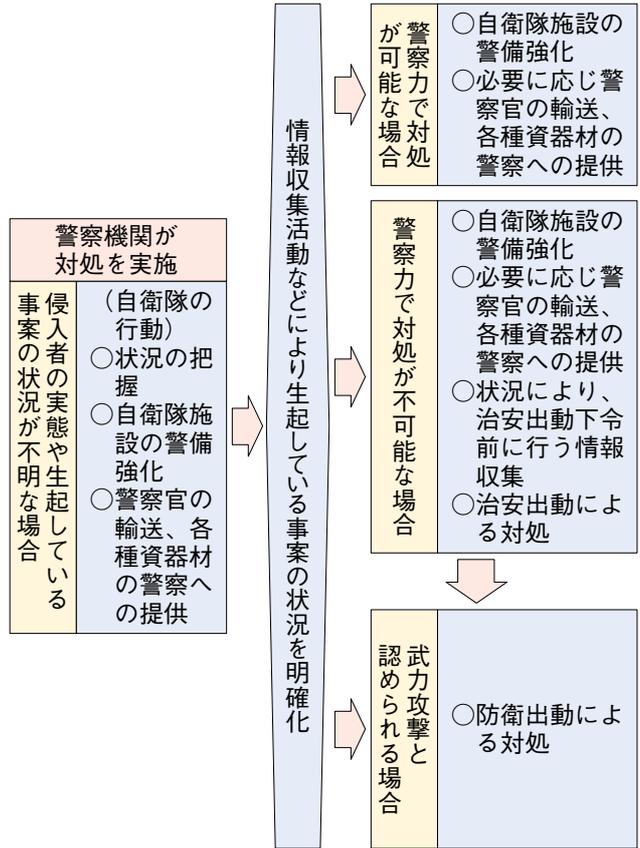
武装工作員などへの対処にあたっては、警察機関との連携が重要である。このため、00（平成12）年、治安出動の際における自衛隊と警察との連携要領についての基本協定（54（昭和29）年に締結）を改正し、暴動鎮圧を前提とした従来の協定を、武装工作員などによる不法行為にも対処できるようにした³ほか、02（同14）年に、陸自の師団などと全都道府県警察との間で、治安出動に関する現地協定を締結した。

さらに、04（同16）年、治安出動の際における武装工作員等事案への共同対処のための指針を警察庁と共同で作成した。

イ 警察との共同訓練

武装工作員などへの対処に際し、現地レベルでの相互の連携を一層緊密なものとするため、05（同17）年7月までに、現地協定の締結主体である師団などと全都道府県警察との間で共同図上訓練を行った。これらの共同図上訓練の成果に基づき、同年10月には、陸自北部方面隊と北海道警察との間で、初の共同実動訓練を行い、これを皮切りに、昨年度は、第12旅団と新潟・長野各県警察、第10師団と富山・石川・福井各県警察、第1師団と警視庁・千葉県警察、第3師団と兵庫・滋賀各県警察および京都府警察、第6師団と宮城・福島・山形各県警察、第1混成団と沖縄県警察ならびに第5旅団と北海道警察などの間でそれぞれ共同実動訓練を行い、治安出動の際の連携要領について確認した。

図表Ⅲ-1-2-9 武装工作員などへの対処の基本的な考え方



警察と共同して検問訓練を行う陸自隊員

3) 防衛庁（当時）と国家公安委員会との間で締結された「治安出動の際における治安の維持に関する協定」

3 核・生物・化学兵器への対応

近年、核・生物・化学（NBC）兵器とその運搬手段およびこれらの関連資器材が、テロリストや懸念国などに拡散する危険性が強く認識されている。このような大量破壊兵器が使用された場合、大量無差別の殺傷や広範囲な地域の汚染が生じる可能性がある。95（同7）年の東京での地下鉄サリン事件⁴や01（同13）年の米国での炭疽菌入り郵便物事案⁵の発生は、これらの兵器が使用された例である。

(1) 基本的な考え方

わが国でNBC兵器が使用され、これが武力攻撃に該当する場合、防衛出動により武力攻撃の排除や被災者の救援などを行う。また、これが武力攻撃に該当しないが一般の警察力で治安を維持することができない場合、治安出動により関係機関と連携して武装勢力などの鎮圧や被災者の救援を行う。さらに、防衛出動や治安出動に該当しない場合であっても、災害派遣や国民保護等派遣などにより、陸自の化学科部隊および各自衛隊の衛生部隊を中心に被害状況などに関する情報収集、除染活動、傷病者などの搬送、医療活動などについて関係機関を支援する。



NBC防護訓練を行う陸自隊員

(2) NBC兵器への対応にかかわる防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊では、NBC兵器による攻撃への対処能力の向上を図っている。具体的には、陸自の中央即応集団に運用の柔軟性を高めた中央特殊武器防護隊を置くとともに、化学科部隊の人的充実や、化学防護車、除染車、個人用防護装備、化学防護衣など各種防護器材の充実、NBC偵察車、携帯型化学剤自動検知器および除染セットなどの研究開発を行っている。さらに、特殊な災害に備えて初動対処要員を指定し、約1時間で出動できる態勢を維持している。また海自および空自においても、艦船や基地などにおける防護器材の整備を行っている。

参照 ▶ Ⅱ部2章4節（P134）、Ⅱ部2章5節（P139）

(3) 核・放射線兵器に関連する物質への対処

核・放射線兵器に関連する物質は、身体に直接傷害が発生しない場合であっても、被ばくにより身体にさまざまな影響が及ぶことから、その特性を踏まえた適切な防護と被ばく管理が必要である。

このような物質に対処する場合、自衛隊は防護マスクや化学防護車などを活用することによって、関係機関と連携しつつ、汚染状況の測定、傷病者の搬送などを行う。

(4) 生物兵器への対処

生物兵器などに使用される生物剤は、一定の潜伏期間を有し、また、初期症状だけでは原因が生物剤かどうかの判定が困難であるといった特徴がある。このため、密かに生物剤が散布された場合、被害が発生・拡大した段階に至って初めて何らかの人為的な原因が推測されるなど、被害が拡大する以前に認知することは極めて困難である。

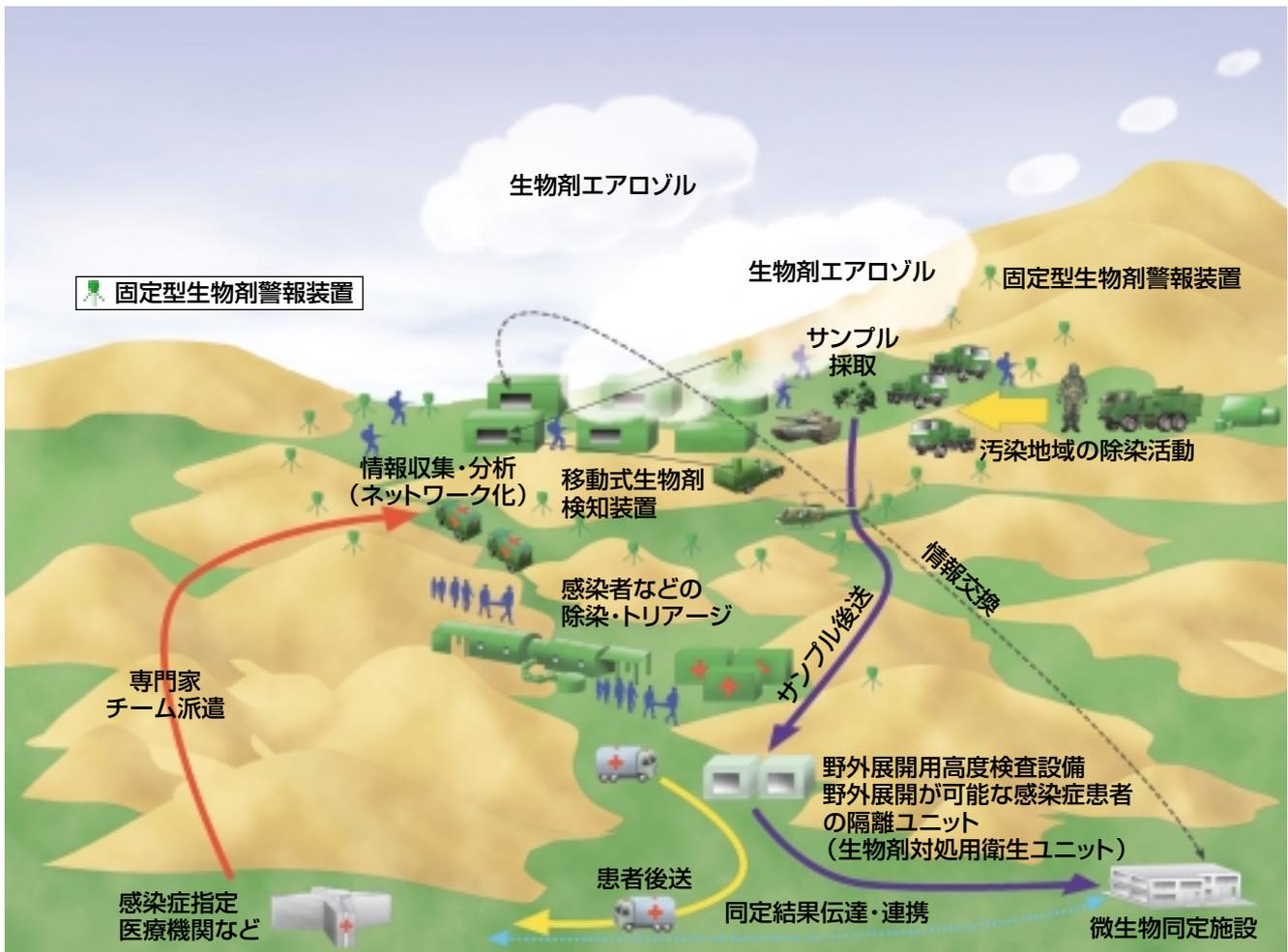
こうした被害の発生に際しては、第一義的には医療機関などが対応し、自衛隊は、主として除染活動、患者などの輸送、医療活動を行う。

(図表Ⅲ-1-2-10 参照)

4) 通勤客で混雑する地下鉄車内にオウム真理教信者が猛毒のサリンを散布し、死者12名などを出した事件。自衛隊は、車内、駅構内の除染などを行った。

5) 01（平成13）年9月以降、米国で、炭疽菌入りの郵便物が、上院議員、マスコミ関係者などに郵送された。

図表Ⅲ-1-2-10 将来の生物兵器対処（イメージ図）



(5) 化学兵器への対処

化学兵器などに使用される化学剤は、生物剤と異なり、一般に傷害の発生が早く、被害発生時の迅速な初動対処が極めて重要である。

化学剤に対しては、陸自の化学科部隊などに装備されている化学防護衣や化学防護車での防護が可能であり、災

害派遣などにより派遣された陸自の化学科部隊や衛生科部隊などが、汚染地域で、化学検知器材による化学剤の検知、傷病者の搬送、除染、医療活動を行う。また、自衛隊の出動に至らない事態でも、自衛隊は、必要に応じ関係機関への化学防護衣などの貸与、化学科部隊の連絡要員などの派遣を行う。

自衛隊病院の中核「新自衛隊中央病院」開院

本年3月、三宿駐屯地（東京都世田谷区）にある自衛隊中央病院の新病棟が完成し、同年4月に開院した。陸・海・空自の共同機関である自衛隊中央病院は、隊員だけでなく一般の方も受診できる医療機関である。

新病院の特徴としては、NBC対処や新型インフルエンザ対策にも対応できる除染設備、無菌室および熱傷浴室を完備しており、武力攻撃事態等において生物兵器が使用された場合には、生命に危険を及ぼす感染症に罹患した患者の治療の役割を担う。これらの設備により、地下鉄サリン事件のような化学剤を使ったテロへの対応にも協力することができるようになった。また、海外派遣される自衛隊の医療従事者の教育を行う病院として、国際平和協力活動の一翼を担うものとなる。

免震構造を採用し阪神・淡路大震災級の地震に対しても強度が保たれており、コージェネレーションシステム（1種類の燃料から同時に2種類のエネルギーを供給すること。熱併給発電ともいう。）による常時自家発電で、省エネルギー対策および災害時の電源供給が行え、また、災害時の防災活動拠点として水、燃料などの備蓄能力を約5日間分保持しており、大規模災害などの危機に強い病院である。

- 新たに設置した主な施設
 - ① CH-47（大型輸送ヘリコプター）の離発着が可能な屋上ヘリポート
 - 迅速な患者受け入れが可能
 - ② 除染設備、無菌室、熱傷浴室など
 - 放射線障害を受けた熱傷患者などの多様な障害に対応可能



3 とうしょ 島嶼部に対する侵略への対応

防衛大綱では、奥行きに乏しく、長大な海岸線と多くの島嶼が存在するわが国の地理的特性について、安全保障上の脆弱性^{ぜいじやく}と位置付けている。特に、多くの島嶼が存在するという特性から、わが国に対する武力攻撃の形態の一つとして島嶼部に対する侵略が予想される。

島嶼部に対する侵略への対応は、自衛隊が平素から行っている警戒監視や軍事情報の収集などにより、早期に兆候を察知することが重要である。対応にあたっては、陸上の防衛のための作戦の形態と共通する点が多いが、事前に兆候を得た場合には敵の部隊などによる侵略を阻止するための作戦を行い、また、事前に兆候が得られず当



戦車をビーチングさせる海自LCAC
Landing Craft Air Cushion

該島嶼を占領された場合などにはこれを奪回するための作戦を行う。

自衛隊は、これらの作戦を行う場合、統合運用による

部隊の機動的な輸送・展開などにより、部隊を迅速に集中して、敵の部隊などを阻止・撃破する。

4 周辺海空域の警戒監視および領空侵犯や武装工作船などへの対応

本格的な侵略事態はもとより、新たな脅威や多様な事態に際し、自衛隊が迅速に対応するためには、平素から領海・領空とその周辺の海空域を常時警戒監視し、防衛に必要な情報を収集・処理することが、極めて重要である。このため、自衛隊は、わが国の平和と安全の確保に直接結びつくさまざまな活動を行っている。

1 周辺海域における警戒監視

海自は、1日に1回を基準として、哨戒機（P-3C）により、北海道の周辺海域、日本海および東シナ海を航行する船舶などの状況を監視している。また、ミサイル発射に対する監視など必要に応じ、護衛艦・航空機を柔軟に運用して警戒監視活動を行い、わが国周辺における事態への即応態勢を維持している。

さらに、主要な海峡では、陸自の沿岸監視隊や海自の警備所などが、24時間態勢で警戒監視活動を行っている。



監視飛行中の海自P-3C哨戒機

2 領空侵犯に備えた警戒と緊急発進（スクランブル）

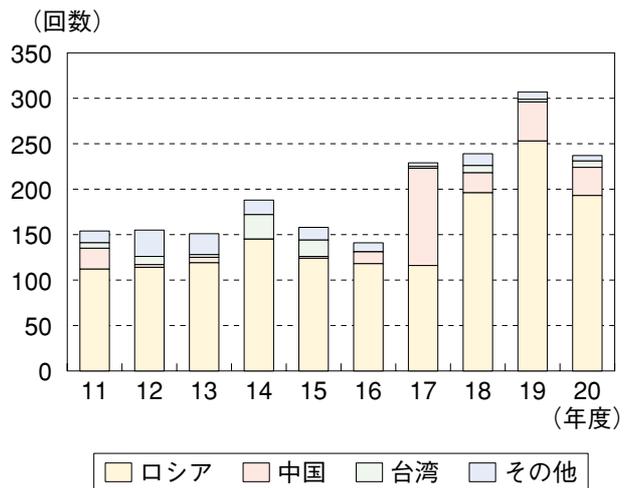
空自は、全国のレーダーサイトと早期警戒機（E-2C）、早期警戒管制機（E-767）などにより、わが国とその周辺の上空を24時間態勢で監視している。また、戦闘機が直ちに発進できるよう、その一部を常に待機させている。領空侵犯のおそれのある航空機を発見した場合、緊急発進した空自の戦闘機などがその航空機に接近して状況を確認し、必要に応じてその行動の監視を行う。実際に領空侵犯が発生した場合には、退去の警告などを発する。

なお、昨年度の空自機による緊急発進（スクランブル）回数は237回であった¹。

（図表Ⅲ-1-2-11 参照）

参照 資料32～33（P351～353）

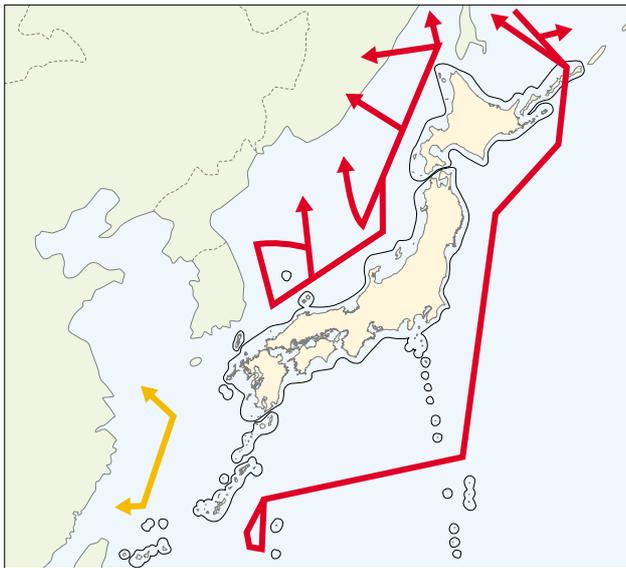
図表Ⅲ-1-2-11 最近10年間のスクランブル実施回数とその内訳



1) 緊急発進対象機の国籍別の割合（推定含む。）はロシア約81%、中国約13%、台湾約3%、その他約3%

図表Ⅲ-1-2-12

緊急発進の対象となったロシア機及び中国機の飛行パターン例



→ : 中国機の経路 → : ロシア機の経路



緊急発進のためF-15戦闘機に搭乗する空自隊員

3 領水内潜没潜水艦への対処

わが国の領水²内で潜没航行する外国潜水艦に対しては、速やかに海上警備行動³を発令し、自衛隊が当該潜水艦に対して、国際法に基づき海面上を航行し、かつその旗を揚げる旨要求し、当該潜水艦がこれに応じない場合にはわが国の領海外への退去を要求する。

参照 資料32～33 (P351～353)

海自は、わが国の領水内を潜没航行する外国潜水艦を探知・識別・追跡し、当該潜水艦に対するわが国の意思を表示する能力の整備・向上および浅海域における潜水艦対処能力の維持・向上を図っている。

4 武装工作船などへの対処

(1) 基本的な考え方

武装工作船と疑われる船（不審船）には、警察機関である海上保安庁が第一義的に対処するが、海上保安庁では対処することが不可能または著しく困難と認められる場合には、機を失することなく海上警備行動を発令し、自衛隊が海上保安庁と連携しつつ対処する。

参照 資料32～33 (P351～353)

防衛省・自衛隊では99（同11）年の能登半島沖での不審船事案⁴や、01（同13）年の九州南西海域での不審船事案⁵などで得られた教訓・反省事項を踏まえ、不審船に対して効果的かつ安全に対処するため、関係省庁と連携を強化し、政府として万全を期すべく必要な措置を講じてきている。

2) 領海および内水

3) 「海上における警備行動」（自衛隊法第82条）。海上における人命もしくは財産の保護または治安の維持のため特別の必要がある場合に自衛隊がとる行動で内閣総理大臣の承認が必要

4) 警戒監視活動中の哨戒機（P-3C）が能登半島東方、佐渡島西方の領海内で日本漁船を装った北朝鮮の工作船と判断される不審船2隻を発見した。巡視船、護衛艦、航空機などで1昼夜にわたり追跡したが、両船は、防空識別圏外へ逃走し、北朝鮮北部の港湾に到達したものと判断された。

5) 警戒監視活動中の哨戒機（P-3C）が不審な船舶を発見し、巡視船、航空機で追尾・監視を行った。不審船は海上保安庁の度重なる停船命令を無視し逃走を続けたため、射撃警告の後、威嚇射撃を行った。しかし同船は引き続き逃走し、追跡中の巡視船が武器による攻撃を受けたため、巡視船による正当防衛射撃を行い、その後同船は自爆によるものと思われる爆発を起こし沈没するに至った。捜査過程で判明した事実などから、北朝鮮の工作船と特定された。02（平成14）年にも、警戒監視活動中の哨戒機（P-3C）が能登半島沖の北北西約400km（わが国の排他的経済水域外）において不審船の疑いのある船舶を発見し、巡視船、護衛艦、航空機で追尾・監視を行った事案が起きている。

(2) 武装工作船などへの対処のための防衛省・自衛隊の取組

ア 装備品などの充実

海自は、①新型ミサイル艇の速力向上など⁶、②「特別警備隊」⁷の編成、③護衛艦などへの機関銃の装備、④強制停船措置用装備品（平頭弾）⁸の装備、⑤艦艇要員充足率の向上などの事業を行った。

イ 海上保安庁との連携の強化のための措置

(ア) 連携強化のための枠組の整備

99（同11）年、防衛庁（当時）は、海上保安庁との間で「不審船に係る共同対処マニュアル」を策定し、不審船が発見された場合の情報連絡体制や初動対処要領、海上警備行動の発令前後における役割分担（共同対処要領）などについて規定した。

(イ) 海上保安庁との共同訓練

防衛省および海上保安庁は、定期的な相互研修、情報交換、共同訓練などを行っている。海自は、同マニュアルに基づき、不審船に対する追尾・捕捉の要領や通信などの共同訓練を海上保安庁と行っており、連携の強化を図っている。



立入検査訓練中の海自特別警備隊員

5 大規模・特殊災害などへの対応

自衛隊は、災害発生時に、被災者や遭難した船舶・航空機の捜索・救助、水防、医療、防疫、給水、人員や物資の輸送など、さまざまな災害派遣活動を行っている。現在、自然災害だけでなく、多様な事態に際して、自衛隊が大きな役割を果たしている。

1 災害派遣などの概要

(1) 災害派遣などの種類と枠組

ア 災害派遣

災害派遣は、都道府県知事からの要請により部隊などを派遣することを原則としている¹。これは、都道府県知事が区域内の災害の態様を全般的に掌握し、消防、警察

といった都道府県および市町村の災害救助能力などを考慮した上で、自衛隊の派遣の要否、活動内容などを判断するのが最適との考えによるものである。

市町村長は、都道府県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができるが、都道府県知事への要求ができない場合には、その旨および災害の状況を防衛大臣またはその指定する者に通知することができる。

市町村長から通知を受けた防衛大臣またはその指定する者は、災害の状況に照らし特に緊急を要し、要請を待つとまがないと認められるときは、部隊などを派遣することができる。

防衛大臣またはその指定する者は、特に緊急な事態で、

4-6) 04（平成16）年3月までに、計6隻が就役し、主に次の点を充実させている。①速力を約40ノットから約44ノットに向上、②12.7mm機関銃の装備、③艦橋への防弾措置、④暗視装置の装備

7) 01（平成13）年3月、海上警備行動下に不審船の立入検査を行う場合、予想される抵抗を抑止し、その不審船の武装解除などを行うための専門の部隊として海自に新編された。

8) 護衛艦搭載の76mm砲から発射する無炸薬の砲弾で、先端部を平坦にして、跳弾の防止が図られている。

5-1) 海上保安庁長官、管区海上保安本部長および空港事務所長も災害派遣を要請できる。

要請を待ついとまがないと認められるときは、要請がなくても、例外的に部隊などを派遣することができる（自主派遣）。この自主派遣をより実効性のあるものとするため、95（平成7）年に防災業務計画²を修正し、部隊などの長が自主派遣する基準³を定めた。

自衛隊の災害派遣の要請から撤収までは、図表Ⅲ-1-2-13のような流れで行われる。

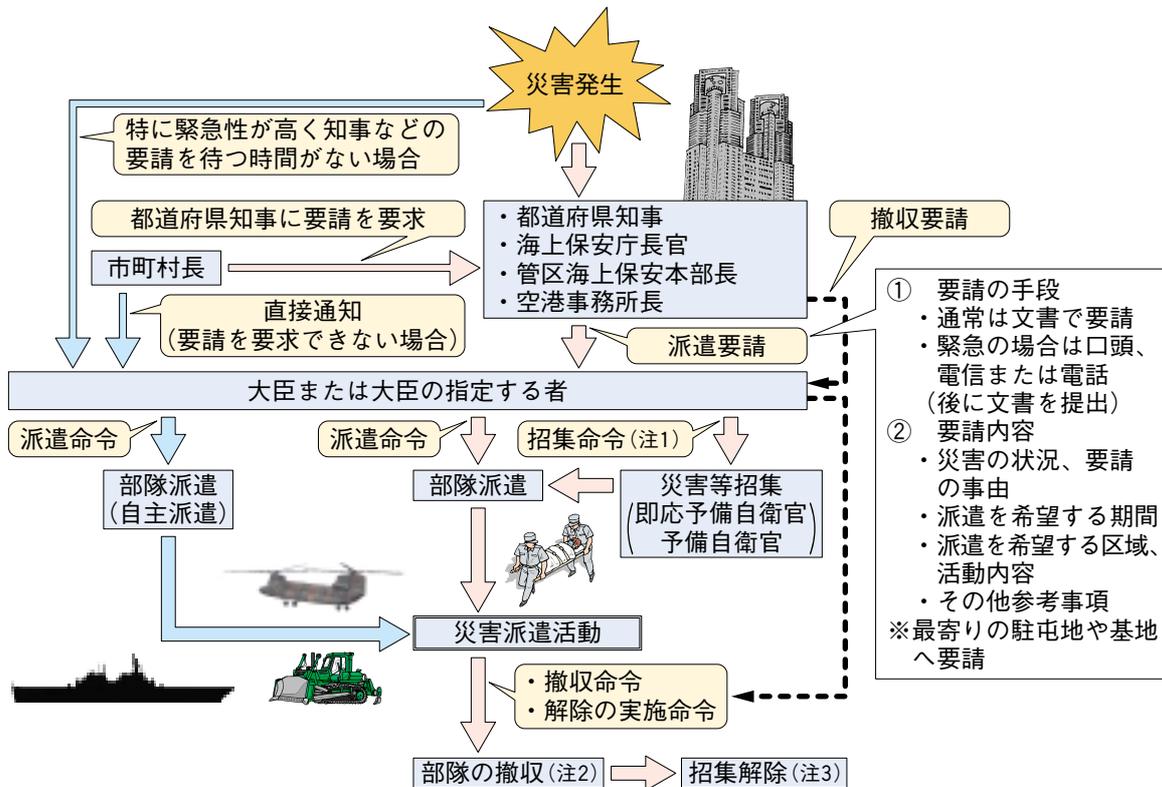
イ 地震防災派遣

大規模地震対策特別措置法⁴に基づく警戒宣言⁵が出されたときには、防衛大臣は、地震災害警戒本部長（内閣総理大臣）の要請に基づき、地震発生前でも部隊などに地震防災派遣を命じることができる。

ウ 原子力災害派遣

原子力災害対策特別措置法⁶に基づく原子力緊急事態宣

図表Ⅲ-1-2-13 要請から派遣、撤収までの流れ



（注1）即応予備自衛官および予備自衛官の招集は、必要により行う。
 （注2）部隊をまとめて引き上げること。
 （注3）即応予備自衛官、予備自衛官の招集を解除すること。

2) 防衛省防災業務計画
 < <http://www.mod.go.jp/j/library/archives/keikaku/bousai/index.html> > 参照

3) ①関係機関への情報提供のために情報収集を行う必要がある場合、②都道府県知事などが要請を行うことができないと認められるときで、直ちに救援の措置をとる必要がある場合、③人命救助に関する救援活動の場合などのほか、部隊などの長は、防衛省の施設やその近傍に火災などの災害が発生した場合、部隊などを派遣することができる。

4) < <http://www.bousai.go.jp/jishin/law/014-1.html> > 参照

5) 地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を行なう緊急の必要があると認めるとき、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を内閣総理大臣が発する。

6) < <http://www.bousai.go.jp/jishin/law/002-1.html> > 参照

言が出されたときには、防衛大臣は、原子力災害対策本部（内閣総理大臣）の要請に基づき、部隊などに原子力災害派遣を命じることができる。

(2) 災害派遣活動などにおける自衛官の権限

自衛隊法などでは、災害派遣、地震防災派遣または原子力災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官がその活動を効果的に行えるように、避難等の措置などの権限を定めている。

参照 資料32 (P351)

2 災害派遣などの初動態勢・実施状況

(1) 災害に対する初動対応態勢

阪神・淡路大震災の教訓から、自衛隊では、災害派遣を迅速に行うため、初動に対応できる態勢を整えている。陸自は、災害派遣の初動対応部隊として、全国に人員約2,700名、車両約410両、ヘリコプター約30機をおおむね2時間以内に派遣できる態勢を整えている。海自は、応急的に出動できる艦艇を基地ごとに指定しているほか、航空機の待機態勢を整えている。空自は、救難機・輸送機の待機態勢などを整えている。

また、震度5弱以上の地震発生を受けた場合、自主派遣として、速やかに航空機などを使用して現地情報を収集し、官邸などに、その情報を伝達できる態勢をとっている。さらに状況に応じ、関係地方公共団体などへ連絡要員を派遣して情報収集を行う。

自衛隊は、中央防災会議において検討されている大規模地震に対応するため、各種の大規模地震対応計画を策定している。たとえば、「自衛隊東南海・南海地震対応計画」では、東南海・南海地震の被災地域が東海地方から九州地方と極めて広範囲にわたるとともに、津波による被害が甚大なことが予想されることから、各自衛隊が協同し、組織的に災害に対処することとしている。この場合、災害発生後72時間までに、陸自は約7万人の部隊などを被災地域に集中し、海自は艦艇約60隻、航空機約50機を、空自は偵察機、救難機、輸送機など約70機を運用して対応する。

(2) 災害派遣の実施状況

ア 救急患者の輸送

自衛隊は、医療施設が不足する離島などの救急患者を、航空機で緊急輸送している（急患輸送）。昨年度の災害派遣総数606件のうち、424件が急患輸送であり、南西諸島（沖縄県、鹿児島県）、五島列島（長崎県）、伊豆諸島、小笠原諸島（東京都）など離島への派遣が405件と多数を占めた。

また、他機関の航空機では航続距離不足などで対応できない本土から遠距離にある海域で航行している船舶からの急患輸送も行っている。

なお、昨年11月24日、東京都知事の要請に基づき神津島から急患輸送を行い、海自による伊豆諸島からの急患輸送は通算1,500回に達した。

イ 消火支援

昨年度の消火支援件数は、95件であり、急患輸送に次ぐ件数となっている。

その内訳は、近傍火災に対する派遣が最も多く、昨年度は79件であった。また、山林など、消火が難しい場所では都道府県知事からの災害派遣要請を受け空中消火活動も行っている。

(図表Ⅲ-1-2-14 参照)

参照 資料34 (P354)

図表Ⅲ-1-2-14 災害派遣の実績（平成20年度）

区分	件数	延べ人員	延べ車両 (両)	延べ航空機 (機)	延べ艦艇 (隻)
風水害・震災対応	6	28,409	8,303	611	0
急患輸送	424	2,122	2	458	0
捜索救難	38	4,037	455	114	22
消火支援	95	6,103	751	168	4
その他	43	520	74	59	0
合計	606	41,191	9,585	1,410	26



今治山林火災で消火活動を行う
陸自UH-1ヘリコプター



岩手・宮城内陸地震における行方不明者を
搜索する陸自隊員

COLUMN

VOICE

解説

災害派遣（岩手・宮城内陸地震）に従事した隊員の声

第20普通科連隊 第4中隊

1等陸曹

さいとう しんじ
齋藤 真二

一人で渓流釣りに来ていた方が行方不明という情報を得て、直ちに搜索隊を派出しましたが、現場の状況から地上からは近づくことができませんでした。そこで、ヘリコプターで現場に進出することとなり、私を長とする精鋭レンジャー4名による搜索隊が編成されました。

機上から行方不明者の車を確認して現場にホイスト降下し、搜索隊全員が「必ず行方不明者を発見するぞ。」という意気込みで搜索に当たりました。余震による二次災害の危険もあり、また、ヘリコプターの燃料の関係で約2時間という制約下の活動です。

情報をもとに、沢に下りる経路を搜索していると、まず獣道に足跡を発見しましたが、途中で見失い、周囲を搜索するも見あたりません。引き返して他のルートを搜索していると、再び足跡を発見しました。その足跡は渓流釣りのためのスパイク付き長靴のもの。まだ新しい！「近くにいるのか？」と期待を膨らませながら先を急ぎましたが、段差1メートル程の地割れがあり、その先の道は消えていました。声を振り絞って呼びかけてみましたが、返答はありませんでした。再度引き返し、今度は上流へと向い、痕跡を探し求めながら、声を張り上げて呼びかけながら搜索を行いました。「次のカーブを曲がれば、あと10メートル進めば行方不明者を発見出来るかもしれない。」という思いで、残された時間を計算しながら進みます。「あと3分。あの先まであと1分。」と可能な限りの時間を使って搜索しましたが、行方不明者を発見することは出来ませんでした。

車の中の遺留品を回収し、行方不明者の家族が待つ指揮所に戻りました。切ない思いを胸に、回収した品物を家族に渡すと、「お父さんのです。・・・これ置いていったんだ・・・」家族の目から涙が流れました。やりきれない気持ちを押し殺し、現場の様子や足跡などの写真と、現場付近の地図とを照らし合わせながら、家族に搜索の状況を説明しました。涙をこらえながら・・・。



行方不明者の家族に搜索の状況を説明する齋藤1曹（左）

ウ 自然災害への対応

昨年6月14日、岩手県内陸南部を震源とする地震（マグニチュード7.2）（「平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震」）が発生し、土砂崩れ、河道閉塞、断水などの被害が発生した。同日、岩手県知事からの要請を第9特科連隊長が、宮城県知事からの要請を第6師団長が受け、行方不明者の捜索、ヘリコプターなどによる孤立者の救出、道路の啓開、給水、給食、入浴支援などを行い、その規模はのべ人員約2万6,300名、車両約7,970両、航空機約580機であった。

また、昨年7月24日、岩手県沿岸北部を震源とする地震（マグニチュード6.8）が発生し、がけ崩れ、家屋の全半壊、断水などの被害が発生した。同日、岩手県知事からの要請を第9特科連隊長が、青森県知事からの要請を第9師団長が受け、災害派遣活動を行い、その規模はのべ人員約1,800名、車両約270両、航空機約40機であった。

特に、「平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震」では、主要な道路が寸断され、また、被災地が山間部であったことから、孤立した集落などにおける救援活動では機動的な運用が可能であるヘリコプターが重要な役割を果たした。また、救援活動を安全に行ううえでリモコンドザーなどの施設器材も重要な役割を果たしたが、これらの器材は自衛隊の保有する大型ヘリコプター（CH-47）による航空輸送が必要であった。さらに、被災地上空においては、自衛隊などのヘリコプターや民間のヘリコプターで混み合っており、航空機の統制や飛行安全の確保が重要な課題と認識された。

3 災害対処への平素からの取組など

(1) 災害対処への平素からの取組

自衛隊は、自然災害などに迅速かつ的確に対応するために、災害派遣計画などの策定のほか、統合防災演習をはじめとする各種防災訓練を行うとともに、地方公共団体などの行なう防災訓練への積極的な参加を推進している。

平成20年度は、防衛省総合防災訓練として、政府の近畿府県合同防災訓練と連携した自衛隊統合防災演習、静岡県総合防災訓練と連携した訓練、八都府市合同防災訓



岩手・宮城内陸地震における
給水支援を行う陸自隊員

練と連携した訓練、国土交通省、九州の関係地方公共団体などと連携した津波防災訓練および経済産業省、文部科学省と連携した原子力防災訓練を行った。

また、陸自の東北方面隊が、岩手・宮城両県を含む24自治体の参加を得て、訓練参加者約1万8,000名に及ぶ過去最大規模の震災対処訓練を行うなど、各部隊が関係地方公共団体などと防災訓練を行った。

(2) 地方公共団体などとの連携

災害派遣活動を円滑に行うためには、平素から地方公共団体などとの連携の強化も重要である。

自衛隊は、各種防災訓練への参加のほか、情報連絡体制の充実、防災計画の整合など地方公共団体との連携の強化を推進している。

自衛隊地方協力本部においては、「国民保護・災害対策連絡調整官」を設置し、地方公共団体との平素からの連携の確保に努めている。

地方公共団体の防災などの業務に対し、自衛隊員としての経験、知識などを活用した人的協力を行うことは、地方公共団体との連携を強化する上で極めて効果的である。

自衛隊は、東京都の防災担当部局に自衛官を出向させているほか、陸自の中部方面総監部と兵庫県の間で事務官による相互交流を行っている。また、地方公共団体からの要請に応じ、その分野に知見を有する退職自衛官の

推薦などを行っている。こうした形で地方公共団体の防災関連部門などに在職している退職自衛官は、本年4月末現在、全国43都道府県・97市区町村に167名である。

参照 資料35 (P355)

さらに、防衛省・自衛隊が災害派遣活動をより効果的に行うために、地方公共団体において、次の点について具体的に取り組むことが重要である。

ア 集結地およびヘリポートの確保

災害派遣部隊の現地における指揮所や宿泊・駐車・必要資材の集積などの活動拠点として、集結地⁷が必要であり、また、災害時には車両による活動が制限される可能性もあることから、ヘリコプターによる救急患者・物資の輸送、消火活動のため、被災地やその近くにヘリポート⁸を設置する必要がある。この際、円滑な集結地の運用やヘリコプターの離発着を確保するため、避難場所と集結地およびヘリポートを明確に区分するとともに、平素から、その場所を住民に周知しておくことが必要である。

イ 建物を識別するための表示

航空機が、情報収集、人員・物資の輸送など災害派遣活動を効率的に行うため、空中から建物を確認しやすいように、県庁、学校など防災上重要な施設の屋上に、建物を識別するための名称や番号などを表示することは有効である。

ウ 連絡調整のための施設の確保

都道府県庁内に、連絡調整のための仮設の通信所、連絡員の活動場所、車両の駐車場などの自衛隊との連絡調整のための活動施設を設けることも必要である。

エ 資機材などの整備

避難所、ヘリポートの位置などが記入された各防災機関が共通して使用する防災地図の整備が必要である。また、ヘリコプターによる空中消火のための器材などを整備するとともに、溜め池などの水源地の確保についても普段から調整しておく必要がある。

(3) 各種災害への対応マニュアルの策定

さまざまな形で起こり得る災害に、より迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ対応の基本を明確にして、関係者の認識を統一しておくことが有効である。このため、00(同12)年11月、防衛庁(当時)・自衛隊は、災害の類型ごとの対応において留意すべき事項を取りまとめた各種災害への対応マニュアルを策定⁹し、関係機関、地方公共団体などに配布した。

(4) 原子力災害などへの対処

99(同11)年、茨城県東海村のウラン加工工場で発生した臨界事故の教訓を踏まえ、原子力災害対策特別措置法が制定され、これにともない、自衛隊法が一部改正された¹⁰。

東海村での臨界事故以降、経済産業省が主体となって00(同12)年から行っている原子力総合防災訓練では陸・海・空自が輸送支援、住民避難支援、空中と海上での放射線観測支援などを行い、原子力災害に際しての各省庁や地方公共団体との連携要領を検討するなどの実効性の向上を図っている。

また、原子力災害のみならず、その他の特殊災害¹¹に対処するため、中期防において、NBC対処能力を強化することとしている。

7) 集結地は、被災地近くの公園やグラウンドなどが適しており、たとえば陸自の1個連隊規模の部隊が宿泊して活動を行うのであれば、約15,000m²(東京ドーム約1/3個分の面積)、師団であれば約140,000m²(東京ドーム約3個分の面積)以上の広さが必要となる。

8) ヘリポートの広さは、ヘリコプターの機種や活動内容によって異なるが、1機あたりの目安として、50~100m四方が必要である。

9) 都市部、山間部及び島嶼部の地域で発生した災害並びに特殊災害への対応について
<<http://www.mod.go.jp/j/library/archives/keikaku/bousai/index.html>>参照

10) ①原子力災害対策本部長の要請により、部隊などを支援のために派遣することができる。②原子力災害派遣を命ぜられた自衛官が必要な権限を行使できる。③原子力災害派遣についても、必要に応じ特別の部隊を臨時に編成することなどができる。④原子力災害派遣を行う場合についても、即応予備自衛官に招集命令を発することができる。

11) 特殊災害は、テロリズムや大量破壊兵器などによる攻撃によっても生じる可能性がある。

6 その他の対応

1 自衛隊施設などの警護態勢の整備

(1) 自衛隊の施設などの警護出動

内閣総理大臣は、国内の自衛隊施設や在日米軍施設・区域におけるテロが行われるおそれがあり、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設または施設・区域の警護のために自衛隊の部隊などの出動（警護出動）を命ずることができる。

警護出動を命ぜられた部隊などの自衛官の職務の執行については、警察官職務執行法に基づく権限が一部準用¹されるほか、同法第7条を超える武器の使用権限なども規定されている。

参照 資料32～33 (P351～353)

防衛省・自衛隊は、警護出動の実効性を確保するため、03（平成15）年以降、各地の在日米軍施設・区域において警護出動訓練を行っているほか、警察・海上保安庁との間で意見交換を行っている。

(2) 通常時における自衛隊の施設警護のための武器の使用

国内の自衛隊の施設²を自衛官が職務上警護する際の武器使用権限が規定³されている。

2 在外邦人等の輸送態勢の整備

(1) 自衛隊法の改正

外国での災害、騒乱、その他の緊急事態に際しての在外邦人等の輸送については、99（同11）年、政府専用機や空自の輸送機に加え、自衛隊の船舶とその船舶に搭載されたヘリコプターが輸送手段として追加され、また、隊員と邦人などの生命や身体を防護するため必要最小限の



自衛隊施設等の警護訓練を行う陸自隊員

武器の使用ができるようになり、輸送のための態勢が強化された。なお、在外邦人等の輸送は、07（同19）年1月、本来任務と位置付けられた。

(2) 各自衛隊の態勢など

自衛隊は、派遣先国の空港・港湾などで、在外公館から在外邦人を引き継ぎ、航空機・船舶まで、より安全に誘導できるよう、陸自ではヘリコプター隊と誘導隊⁴の要員を、海自では輸送艦をはじめとする艦艇と航空部隊を、空自では輸送機部隊および派遣要員をそれぞれ指定するなど待機態勢を維持している。

また、在外邦人等の輸送は、各自衛隊が緊密に連携して行うため、統合調整が必要となることから、輸送機や輸送艦などを用いて統合訓練を行うとともに、タイにおいて毎年行われている多国間共同訓練コブラ・ゴールドにおける在外邦人等の輸送訓練に、昨年以降、現地在留邦人の参加を得て、在タイ王国日本国大使館職員などとともに参加している。これらの訓練を通じ、外務省との

- 1) 犯罪の予防および制止、武器の使用が認められるほか、警察官がその場にはいない場合に限り、質問、避難等の措置、土地等への立入が認められる。
- 2) 自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備もしくは液体燃料を保管し、収容もしくは整備するための施設設備、営舎または港湾もしくは飛行場にかかわる施設設備が所在するもの。
- 3) 当該職務を遂行するためまたは自己もしくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、当該施設内において、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、正当防衛または緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
- 4) 輸送部隊（自衛隊の航空機・艦艇）とともに派遣され、現地において在外邦人などの誘導・防護にあたる臨時に編成される部隊

連携要領や海外における自衛隊の活動要領に習熟するなど、任務遂行のための能力向上に努めている。



在外邦人等輸送訓練を行う陸自隊員

3 周辺事態への対応

防衛省・自衛隊では、周辺事態に際しては、周辺事態安全確保法や船舶検査活動法に定める後方地域支援としての物品・役務の提供や、後方地域搜索救助活動または船舶検査活動を行うこととしている。なお、後方地域支援などは、07（同19）年1月、本来任務と位置づけられた。

4 新型インフルエンザへの対応

政府の新型インフルエンザ対策行動計画⁵の改定を踏まえて、本年3月、防衛省・自衛隊は新型インフルエンザ対策を的確かつ迅速に行うため、整備すべき態勢、措置の内容その他必要な事項の方針を示すことを目的とした「防衛省新型インフルエンザ対策計画」⁶を策定した。

本計画では、防衛省・自衛隊が平素から関係機関と密接に連携、協力し、国内外において新型インフルエンザが発生した場合においても、主たる任務の遂行に万全を期すとともに、自衛隊員の安全を確保した上で、関係機関からの要請に応じ、新型インフルエンザ対策に関する

活動を行うことを基本方針とし、具体的な自衛隊の活動の例として、家きん⁷に対する防疫対策、在外邦人等の輸送、医官などによる検疫支援、救援物資などの輸送、防衛医科大学校病院および自衛隊病院における診断・治療などを挙げている。

また、本計画を実効性のあるものとするため、具体的な活動要領などの策定のための検討を進めている。

なお、防衛省・自衛隊は、メキシコなどで発生したインフルエンザ（A/H1N1）に関して、世界保健機構（WHO）World Health Organizationがフェーズ4（新型インフルエンザ・ウイルスのヒト-ヒト感染のコミュニティ・レベルでの継続が確認されている状態）に引き上げたこと、厚生労働省が新型インフルエンザの発生を宣言したことおよび政府に設置された新型インフルエンザ対策本部の基本的対処方針において「検疫・入国審査」の強化が打ち出されたことを踏まえ、厚生労働省からの要請に基づき、本年4月30日から6月1日まで、防衛医科大学校および自衛隊に所属する医官、看護官など、のべ約1,260名を成田、関西および中部の各空港検疫所に派遣して、検疫支援を行った。

5 軍事情報の収集

新たな脅威や多様な事態への実効的な対応をはじめとして各種事態において防衛力を効果的に運用するためには、各種事態の兆候を事前に察知し、迅速・的確な情報収集・分析・共有を行うことがより一層求められており、わが国の安全保障の観点から、より広範かつ総合的な情報能力が必要となっている。

このため、防衛省・自衛隊では、情報収集手段の多様化を図るとともに、各種情報の総合的な分析・評価に努めている。具体的な情報収集活動の例としては、①わが国上空に飛来する軍事通信電波や電子兵器の発する電波などの収集・処理・分析、②高分解能商用衛星画像データの収集・解析⁸、③艦艇・航空機などによる警戒監視、

5) <<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/kettei/090217keikaku.pdf>>参照

6) <<http://www.mod.go.jp/j/news/2009/03/17b-02.pdf>>参照

7) 鶏、あひる、うずらなど、家畜として飼養されている鳥

8) わが国独自の画像情報収集能力を強化するため、これまでに4基の情報収集衛星が打ち上げられ、防衛省においても、情報収集衛星から得られる情報を適切に活用している。

④各種公刊情報の収集・整理、⑤各国国防機関などとの情報交換、⑥防衛駐在官などによる情報活動⁹などを行っている。また、安全保障環境や技術動向などを踏まえた多様な情報収集能力や総合的な分析・評価能力などを強化するため、人材育成および各種情報収集器材・装置などの充実を図るとともに、その能力を支える情報本部をはじめとする情報部門の体制の充実を図っている。

昨年2月には、官邸における情報機能の強化の検討会

議において、「官邸における情報機能の強化の方針」が取りまとめられた。防衛省としては、国家安全保障に関する官邸司令塔機能の強化を図る上で、官邸における情報機能の強化は極めて重要との認識のもと、本方針に示された政策部門との接続、情報の収集および集約・分析、情報の保全といった施策の実現に協力するとともに、引き続き官邸に対し安全保障上必要な情報の提供を適時適切に行っていく。

COLUMN

VOICE

解説

特別航空輸送隊で勤務する隊員の声

特別航空輸送隊 第701飛行隊

空士長

よしみ ひでとし
吉見 成世

私が所属する特別航空輸送隊第701飛行隊は、国賓等の輸送、国際緊急援助のための輸送などを行っている部隊です。

私は、短大の時から航空機関係の勉強をしていましたので、卒業後も航空機に携わる仕事がしたいと思い、航空自衛隊に入隊しました。ある時、特別航空輸送隊の要員選抜試験の話聞き、総理大臣などの要人を空輸するという特別な任務に従事できるまたとない機会であると考え、試験に挑戦し、幸運にも合格することができました。

特別航空輸送隊に所属してからは、要人接客要領を始め、運航中における緊急事態発生時の対処要領、航空貨物の積載要領などの訓練を行ってきました。その他にも、航空機や航空機の運航に関する知識や技能修得のための教育・訓練を受けています。また、地上においては、主として次回の任務運航に向けた準備、調整などを行っています。

様々な任務を遂行している中で最も嬉しいことは、乗客の方から「ありがとう」の一言をいただいた時です。一方で、新人ということもあり、要人を目的地に送り届けるなどの国外任務が連続してあった場合は、慣れない土地における業務調整や時差を克服するのに苦労しています。

これからも、各種任務を確実に達成できるように、体調管理と体力の維持向上に努めるとともに、基地内のサッカーチームに所属していますので、課外や休日などには練習や試合を通して心身のリフレッシュを図り、部隊の任務達成のために尽力していきたいと思えます。



乗客の接客要領を訓練中の吉見士長



昨年11月に任務運行200回を達成した特別航空輸送隊

9) 本年5月末現在、防衛省から外務省に出向した自衛官である防衛駐在官49名が、38か所の在外公館などに派遣されており、自衛官の経験などを生かし、派遣された国の国防関係者や各国の駐在武官との交流を通じて軍事情報の収集などを行っている。